各 位

会 社 名 株 式 会 社 ビックカメラ 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 宮嶋 宏幸

(コード番号:3048 東証一部)

問合せ先 常務取締役経営企画本部長

兼経理本部長 金澤 正晃

TEL 03-3987-8785

調査委員会の調査報告(概要)および再発防止策の公表について

当社は、平成20年12月25日付「過年度決算の訂正について」において、過年度決算の訂正の原因究明および再発防止のため、同日、調査委員会を設置することについてお知らせいたしました。

今般、調査委員会による調査が終了し、当社は、本日開催の取締役会において、調査委員会の調査結果の報告を行いました。調査報告には個人情報が記載されておりますことから、当該報告を要約したものを添付いたします。また、調査委員会の報告を受け、当社においてまとめました再発防止策の概要につきましても添付いたしました。

過年度決算の訂正につきましては、本日付「有価証券報告書、半期報告書の訂正報告書および有価証券届出書の訂正届出書の提出ならびに過年度決算短信および中間決算短信等の訂正について」をご参照くださいますようお願い申し上げます。

当社は、再発防止策を迅速かつ誠実に実行し、コーポレートガバナンスとコンプライアンス体制 の充実、強化を図る所存であり、信頼の回復に向け全力を尽してまいります。

以上

平成21年2月20日

調査報告書 (概要)

第1 当委員会の構成

当委員会は、次に述べる委員長及び委員の4名により構成された。

- ・委員長 児島 仁(社外取締役,日本電信電話株式会社特別顧問,ヒロセ電機株式会社社外取締役)
- · 委 員 有田龍郎(社外取締役,元日本精工株式会社社外取締役)
- ・委 員 生井俊重(社外取締役,株式会社東京放送取締役,株式会社ビーエス・アイ代表取締役社長)
- ·委 員 田淵智久(弁護士,末吉綜合法律事務所)

当委員会による調査等に関しては、末吉綜合法律事務所に所属する阿南剛弁 護士及び高橋元弘弁護士が補助を行った。

第2 当委員会による調査の目的及び方法

(1) 当委員会による調査の目的

当委員会による調査は、過年度訂正の原因となった不動産証券化に際しての 不適切な会計処理がなされるに至った経緯に関する事実の究明と再発防止策の 提言を目的とするものである。

(2) 当委員会による調査の方法

当委員会は,資料の閲覧,十数名の関係者からの事情聴取等を行い,7回の調査委員会における審議を重ね,報告書の提出に至った。

第3 調査の結果

調査の結果認められる事実は次のとおりである。

- 1 本件証券化及びその会計処理の概要
- (1) 本件証券化のスキーム

本件証券化のスキームは、概ね次のとおりである。

- ① 株式会社ビックカメラ(以下「ビックカメラ」という。)は、信託銀行に対し本件証券化の対象物件を信託譲渡し、信託受益権を取得する。
- ② ビックカメラは、上記信託によって取得した信託受益権を、有限会社三 山マネジメントに対し、金290億円で譲渡する。
- ③ 有限会社三山マネジメントは、上記信託受益権の代金を次の方法により

調達する。

- 株式会社三山コーポレーションからの優先ローン:180億円
- 銀行からの劣後ローン:30億円
- ・ 株式会社豊島企画(以下「豊島企画」という。)からの優先匿名組 合出資:75億5000万円
- ビックカメラからの劣後匿名組合出資:14億5000万円
- ・ 英国領ケイマン諸島法に基づき設立された Sanzan Holding (以下「ケイマンSPC」という。) に対する有限会社三山マネジメントの持分の割当て:1000万円
- ④ 株式会社三山コーポレーションは、社債を発行し、当該社債については、 証券会社が引き受ける。証券会社は、引き受けた社債を機関投資家に販 売する。
- (2) ビックカメラにおける本件証券化に関する会計処理 本件対象不動産の時価は、不動産鑑定評価を踏まえて、合計290億円と算定された。

一方、ビックカメラは、本件対象物件を裏付け資産とする信託受益権を保有する有限会社三山マネジメントに対し、劣後匿名組合出資によって14億500万円を出資していたほか、有限会社三山マネジメントの全持分及び株式会社三山コーポレーションの全株式を保有するケイマンSPCの無議決権優先株式出資全部を総額2000万円で引き受けていた。これらを合算した14億700万円が、本件証券化後の本件対象不動産に対するビックカメラのリスク負担額とされた。

なお、本件証券化において優先匿名組合出資を行った豊島企画においては、 ビックカメラの緊密者にあたる当時のビックカメラ社長(以下、「元社長」とい う。)が資金調達額の過半を超える75億5000万円の銀行借入について担保 を提供していたが、形式上はビックカメラ及びその緊密者のいずれにも該当し ない者が豊島企画の全ての議決権を所有しているとされた。そのため、豊島企 画は譲渡人であるビックカメラの子会社にはあたらないこととされたので、ビ ックカメラのリスク負担割合の算定において、豊島企画による優先匿名組合出 資(75億5000万円)が合算されることはなかった。 そして、上記のビックカメラのリスク負担額(14億7000万円)が本件対象物件の時価(290億円)の約5.06パーセントであったことから、ビックカメラの本件証券化実施後の本件対象物件に対するリスク負担割合については「おおむね5%の範囲内」という特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針(会計制度委員会報告第15号)」(以下「実務指針」という。)第13項の要件を充足すると判断され、ビックカメラから有限会社三山マネジメントに対する信託受益権の譲渡については、売却取引として会計処理がなされた。

2 本件証券化の実施の決定に至る経緯

ビックカメラは、有利子負債の圧縮に加えて、事業展開のために資金調達の必要があったため、平成14年2月頃、本件対象物件の証券化による資金調達を検討するようになった。ビックカメラにおいて本件証券化に関する業務を担当していたのは、当時の専務取締役、監査役及び組織調整室所属社員の3名である。

3 本件証券化のスキームが決定されるまでの経緯

本件証券化について当初想定されていたスキームは、本件対象物件の価額の額の5パーセント相当額をビックカメラからの出資により調達し、残る95パーセント相当額を社債の発行によって外部機関投資家から調達するというものであった。しかし、ビックカメラの出資以外の部分を社債の発行だけで調達することが困難となったことから、平成14年5月中旬頃には、社債発行とビックカメラによる匿名組合出資に加えて優先匿名組合による資金調達も行うというスキームとなった。このような経過を辿って、本件証券化のスキームは、最終的に前記1(1)で述べた内容となった。

4 豊島企画の設立の経緯

平成14年5月末頃,本件証券化における優先匿名組合出資のために新会社を設立することが検討され、当該新会社の出資については元社長が行うことが予定されていた。

同年6月初旬頃、上記新会社の商号が豊島企画に決定された。

元専務取締役は,豊島企画の銀行借入に関し,無担保・無保証での貸付を銀行に対して求めたものの,最終的には,元社長が保有するビックカメラ等の株

式に担保を設定することが融資実行の条件とされた。その旨の説明を受けた公認会計士は、元専務取締役及び元組織調整室所属社員に対して、元社長が豊島企画の借入に関して担保提供を行い、かつ、豊島企画の出資の全部を引き受けた場合には、本件証券化の会計処理として売却処理(オフバランス処理)が認められない旨を伝えた。

平成14年7月上旬頃,元専務取締役は,ビックカメラと無関係な第三者である3名に対し,豊島企画の取締役となることを依頼し,了解を得た。

平成14年7月31日,元専務取締役は,部下に命じて,株式会社東京計画 (以下「東京計画」という。)の預金口座から1000万円の現金を引き出し, これを元監査役に交付して豊島企画の株式の払込みを上記3名の名義で行うよ う指示し,かかる指示を受けた元監査役は当該3名の名義で,豊島企画の株式 払込金として振り込んだ。

そして、東京計画から引出した1000万円は、元専務取締役の指示により、 東京計画から元社長に対する1000万円の短期貸付金と帳簿上振り替えられ た。

このように、豊島企画の株式に係る払込は、元社長の負担によりなされたものであると認められ、元社長が豊島企画の発行済み株式全てを引き受けたと認められる。

元専務取締役は、上記の豊島企画の株式払込を終えた後に、元社長に対して、 東京計画の資金を豊島企画の払込金に充てたことを報告したが、東京計画から 拠出された資金が元社長に対する貸付金とされたことなど豊島企画の払込金が 元社長個人の負担により行われたことを元社長に対して報告したとは認められ ない。

そして,以上の事実経緯からすれば,本件証券化担当者が豊島企画の株主名を元社長以外の者としたのは,書面の上では豊島企画がビックカメラの子会社の要件を充たさないようにすることにより,本件証券化の会計処理を売却処理 (オフバランス処理)とするためであったと認められる。

平成14年8月1日, 豊島企画の設立登記の申請が行われ, 豊島企画が設立 された。

5 本件証券化の実行

平成14年8月23日,信託契約,受益権譲渡契約その他の本件証券化に関連する諸契約が締結されるとともに、社債発行,ローン実行,匿名組合出資等による資金調達が実行された。

豊島企画においては、平成14年8月23日、有限会社三山マネジメントとの間において、A号匿名組合契約が締結され、有限会社三山マネジメントに対する75億5000万円の匿名組合出資が実行された。この出資に係る資金は、銀行借入により調達されたものであり、当該借入の実行に当たっては、元社長が保有するビックカメラ株式が担保に供された。

6 ビックカメラにおける本件証券化に関する会計処理

ビックカメラから有限会社三山マネジメントに対する信託受益権の譲渡については、売却取引として会計処理がなされたことは前述のとおりである。

しかしながら、豊島企画については、上記のとおり、ビックカメラの緊密者にあたる元社長が資金調達総額の過半にあたる借入金についての担保を提供していた。加えて、上記のとおり、元社長が豊島企画の全株式を実質的に保有していたので、豊島企画は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」という。)第8条第4項第3号及び同項第2号ニにより、ビックカメラの子会社にあたる。

従って、本件証券化の会計処理に関しては、実務指針第16項の定めに従い、 ビックカメラのリスク負担割合の算定にあたっては、ビックカメラの出資額(14億7000万円)だけではなく、豊島企画による出資額(75億5000万円)も含めるべきであったこととなる。その結果、本件証券化実施後のビックカメラの本件対象物件に係るリスク負担割合は、本件対象物件の時価(290億円)の約31パーセントに相当することとなるので、実務指針によれば、本件証券化の会計処理として売却処理は認められず、ビックカメラによる金融取引として会計処理されるべきであったということになる。

7 本事案の原因等について

以上のとおり、本事案は、本件証券化担当者が、本件証券化におけるオフバランス処理のため、豊島企画の株主について、真実は元社長が全株式を所有しているにもかかわらず、第三者が所有している外見を作出したものである。

本件証券化担当者における適切な会計処理を行うことの重要性に関する認識

の欠如, コンプライアンス意識の欠落が本件事案の直接的原因であったことは 明らかであるが, その背景としては, 上場前とはいえ, ビックカメラ及びその グループ企業において, 元社長個人と法人との区別がなされておらず, ビック カメラの会社運営においても, 商法(当時)に基づく適正な会社運営がなされ ていたとは評価できず, 本件証券化に関しても担当者数名がアドバイザーや専 門家と打ち合わせる形で進行しており, 何ら組織的な対応がなされていないこ と, 会社全体としても会計処理を行うことの重要性に関する認識及びコンプラ イアンス意識が不十分であったと思われること等が挙げられ, 本件事案の間接 的な原因となっているものと思料する。

第4 再発防止策等について

平成14年8月以降,ビックカメラは,平成18年8月にジャスダック証券取引所に上場し,平成20年6月に東京証券取引所市場第一部に上場しており,その過程で,社内体制の整備等を行ってきた。

しかしながら,今回の不適正な会計処理が発生していることから,新たに以下の改善措置を講ずることが必要と思料する。

- ① 内部統制の強化
- ② 財務と経理の分離
- ③ 監査体制の強化
- ④ 監査法人との連携強化
- ⑤ 内部監査機能の強化
- ⑥ 取締役に対するコンプライアンス研修
- ⑦ 常務会の充実化
- ⑧ 役員等の出資に関する調査

以上

なお、調査報告書(概要)につき以下内容の補足をさせていただきます。

- 1. P4 の 10 行目「株式会社三山コーポレーションは<u>社債</u>を発行し…」の部分は「<u>社債 180</u> 億円」。
- 2. P5の13行目「…の<u>3名</u>で」の部分は「…<u>計3名</u>で」。
- 3. P6の8行目「…部下に命じて株式会社東京計画…」の部分は「…部下に命じて<u>元社長の</u> 出資会社(当時)株式会社東京計画…」。

再発防止策 (概要)

再発防止にかかわる改善措置について

①内部統制の強化

取締役間の相互牽制機能を強化するため、社長直轄の内部統制に係る専門部署を新設 し、リスク管理に係る業務を取り込み、内部統制担当役員が管轄するものとします。

尚、リスク管理の強化のために平成 19 年 8 月法務部内に新設した総合リスク管理室 室長の法務部長兼任を解き、平成 21 年 1 月部長職の専任室長を配置しました。

②財務と経理の分離

今回の事案は一にかかって財務に対する牽制機能の不備にあったことから、経理部から財務部門を分離し、経理本部を、財務部、経理部の二部体制とし、相互牽制の働く組織運用とします。

また、財務部に、公認会計士等会計に関する専門知識を有する者を配置するとともに、 会計に関する知識のレベルアップとノウハウの蓄積を図ります。

③監査体制の強化

監査役会の充実を図ることとし、常勤監査役の増員等を検討し、取締役への牽制機能を強化します。また、常勤監査役は、各部署の業務報告会にオブザーバーとして出席し、現場からの情報収集に基づく監査体制の強化にも注力します。

さらに、社団法人日本監査役協会等の研修に全監査役を参加させるものとします。

④監査法人との連携強化

監査役、経理本部、新設内部統制部署、内部監査室、法務部の五者間で密接な連携、 情報共有を図ることとし、定期的に五者間のミーティングを開催します。

また、五者間ミーティングに基づき、五者は、より迅速かつ適切で、正確な情報を詳細に監査法人に提供していきます。

⑤内部監査機能の強化

内部監査項目を充実化し、業務監査だけでなく、監査法人の監査報告に基づき、現場 レベルにおける財務監査の有効性を検証するものとします。また、子会社、関連会社の 内部監査も強化します。

⑥取締役に対するコンプライアンス研修

社員に対するコンプライアンス研修は人事部教育室及び法務部が積極的に実施してきましたが、取締役のコンプライアンスに対する認識をさらに深めるために、外部専門家による取締役に対するコンプライアンス研修を定期的に実施します。

⑦常務会の充実化

取締役会規程、常務会規程で付議事項等に係る規定は整備されてはいますが、実際の 運用上関係法令に抵触する可能性のある事案がすべて付議される運用にはなっていま せんでした。

取締役会規程によれば、取締役は業務執行状況を3カ月に1回以上、取締役会に報告 しなければならないことと規定され、そのように運用されていますが、常務会規程には、 常務取締役の業務執行状況の報告が義務付けられていませんでした。

常務会付議事項について、常務会規程では、関係会社の役員の選任及び解任、重要なる組織の長の選任及び解任、一定金額の投融資及び債務保証、各部室の業務執行に関する重要事項等と定められていますが、常務会規程を改定し、月2回開催される常務会で、常務取締役及び各本部長が、最低月1回業務執行状況を必ず報告するものとし、関係法令に抵触する可能性のある事案はすべて常務会に報告される運用とします。

さらに、これらの事案が常務会、取締役会に、結果だけでなく、経過についても報告 される体制に運用細則を整備します。

これらの事案が常務会、取締役会に報告された場合、当該事案の調査を、事案に応じて、新設内部統制部署、内部監査室、もしくは法務部に命じ、調査結果を社外の専門家等に諮問し、正式見解を求めるなど検証結果、対応実施状況を必ず常務会に報告させるものとします。

報告を受けた常務会は、内容を検証の上、適正に処理するものとし、事案に応じて検証結果、処理結果を取締役会に報告させるものとします。

⑧当面の措置

今回の事案では、上場審査のための届出書作成に当たり、特別利害関係者調査に不備があったことから、当社の役員及び配偶者並びに二親等以内の血族及びこれらが総株主の議決権の過半数を所有する会社だけでなく、二親等以内の姻族及びこれらが総株主の議決権の過半数を所有する会社を調査しました。また、これらの調査に当たって借名に

よる出資の有無も改めて調査しました。

尚、本調査は、有価証券報告書作成の都度実施することとします。

以上